

明日を賢く生きるための！
知っておきたいお金の話

備えておきたい 相続税の基礎知識

改正 ポイント編



堀公認会計士事務所
公認会計士 堀 芳郎 先生
<http://horicpa.com/>

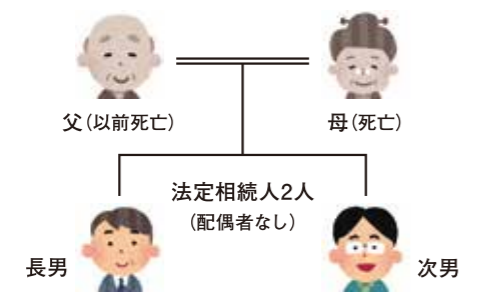
国の税収のなかでも、大きな収益源となっているのが相続税です。しかし、近年は不動産の価値が下がったことにより、相続税を支払う対象者が減り、平成26年には税収全体のわずか4%と低い数字となってしまいました。そこで、平成27年に、約20年ぶりに相続税の大きな改正が行われました。

この改正によって、相続税の額が増税となり相続税を支払う対象者も増えていきます。ただ、相続税は早くから準備をすることによって節税できる可能性が大きくなります。まずは、平成27年に行われた相続税の改正をきちんと知って、その対策をおこなうことがカギになります。シリーズでお届けする「備えておきたい相続税の基礎知識」では、改正後のポイントや、節税対策についても解説していきます。

相続税 改正前 と 改正後 の比較

**4割
引き下げ**

二次相続税・
配偶者なしの
ケース



基礎控除
改正前
5,000万円+1,000万円×2人=7,000万円
改正後
3,000万円+ 600万円×2人=4,200万円

課税価格	5,000万円	6,000万円	7,000万円	8,000万円	1億円	2億円
改正前 相続税額	0円	0円	0円	100万円	350万円	2,500万円
改正後 相続税額	80万円	180万円	320万円	470万円	770万円	3,340万円
増加税額	80万円	180万円	320万円	370万円	420万円	840万円

まずは将来の相続税額を推定し、その対策と納税プランを検討することが必要です！

現金・預貯金以外の資産

ちなみに資産には、現金・預貯金だけでなく下記のようなものも含まれます。

土地 ・田 ・畑 ・宅地 ・山林 ・その他の土地	現金・預貯金等 現金、普通預金、定期預金、当座預金、郵便貯金などのほか、金銭信託も含まれる	事業(農業)用財産 ・機械器具、農機具 ・その他の減価償却資産 ・商品、製品、半製品、原材料、農産物等 ・売掛金 ・その他の財産
土地の上に存する権利 ・田や畑の耕作権や永小作権 ・宅地の地上権や賃借権	有価証券 ・株式や出資 ・公債や社債 ・証券投資信託や貸付信託の受益証券	
家屋 ・家屋 ・構築物	家庭用財産 家具、じゅう器備品、電話加入権、書画骨とう品、宝石など	その他の財産 ・立木 ・その他の財産

相続税については、相続発生2年から3年後に税務調査が行われるケースが多くあります。追徴課税などがあり、負担も増えますのでご注意ください。

**申告漏れに
ご用心**

税率が変わりました！

相続税の税率は累進課税になっており対象資産が多くなるにつれて段々と上昇していきます。最高税率が50%でしたが、改正後は55%となりました。

各法定相続人の取得金額	改正前(税率)	改正後(税率)
～1,000万円	10%	10%
1,000万円超～3,000万円以下	15%	15%
3,000万円超～5,000万円以下	20%	20%
5,000万円超～1億円以下	30%	30%
1億円超～2億円以下	40%	40%
2億円超～3億円以下		45%
3億円超～6億円以下	50%	50%
6億円超～		55%

相続税の税制改正 おさえておきたいポイント /

基礎控除が4割引き下げられました。

平成27年度相続税改正で最も影響が大きかった改正ポイントは相続税の基礎控除の改正です。相続税の基礎控除とは、その基礎控除額までの財産であれば相続税がかからないという非課税枠のことです。

相続税の基礎控除額

改正前	改正後
5,000万円	3,000万円
+	+
法定相続人の人数×1,000万円	法定相続人の人数×600万円

**4割
引き下げ**